

## 雇用保険の改正のお知らせ

～介護休業給付金の支給率・賃金日額の上限額が変わります～

### 支給率の引上げ

介護休業給付金の支給額は、これまで休業開始時の賃金の40%でしたが、平成28年8月1日以降に開始する介護休業からは、67%の支給となります。

<改正前>

$$\text{介護休業給付金の月額} = \text{休業開始時の賃金日額} \times \text{支給日数(30日)} \times 40\%$$

<改正後>

$$\text{介護休業給付金の月額} = \text{休業開始時の賃金日額} \times \text{支給日数(30日)} \times 67\%$$

※平成28年7月31日までに開始した介護休業は、これまでどおり40%を支給  
なお、平成28年8月1日以降に再度開始する介護休業は、67%の支給

### 賃金日額の上限額

介護休業給付金の算定基準となる賃金日額の上限額が、平成28年8月1日以降に開始する介護休業から、引上げられます。

<改正前>

「30歳から44歳までの賃金日額の上限額」を適用。

<改正後>

「45歳から59歳までの賃金日額の上限額」を適用。

※平成28年7月31日までに開始した介護休業は、これまでどおりの上限額

<適用時期>

この改正は、平成28年8月1日以降に開始する介護休業から適用されます。